

下呂市告示第 161 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、下呂市会計規則（平成 16 年下呂市規則第 43 号）第 15 条の 2 の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 16 日

下呂市長 山 内 登

1 指定納付受託者の名称及び住所

名 称	住 所
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

下呂市立金山病院会計において QR コード決済を利用して納付させる診療報酬

3 指定納付受託者に歳入させる期間

令和 5 年 5 月 20 日から契約満了の日まで